

# お知らせ information

## お知らせ

臨時福祉給付金の申請は  
お済みですか？

申請期限は11月26日です

「臨時福祉給付金」の申請は11月26日までとなっております。期限を過ぎますと申請できなくなり、申請できなくなるまでまだ申請がお済みでない方はお早目に申請してください。対象者と見込まれる方には、8月に申請書をお送りしていますが、対象となるにもかかわらず申請書が届いていない場合は、健康福祉課まで問い合わせください。

### ◆支給対象者

平成27年度分の町民税（均等割）が課税されていない方

※ただし課税者の扶養に入っている場合、生活保護の受給者である場合などは対象外となります。

### ◆支給額

対象者1人につき6千円

◆申請窓口および申請時間  
健康福祉課

（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）  
☎72-6934

### ◆ご注意

※平成27年1月1日時点（基準日）で住民登録している市町村で期間内に申請してください。（申請期間は市町村によって異なります。）

※この給付金受給のために町から手数料の振込を求めることは、絶対ありません。

申請書の内容に不備があった場合などは、役場から電話連絡をさせていただきますので、その際はご協力ください。

農地中間管理事業における貸付候補農地の登録について

農地中間管理機構（福島県農業振興公社）では、農地を貸したい方の農地を集約し、規模拡大を希望する農家へ貸し付けを行っています。

機構から農地を借り受けるためには、「農地の借り手の公募」に応募し、機構が公表する応募者リストに登録されることが条件となります。

ただし、当面受け手のない貸し付け希望農地を「候補農地」として町に登録し、その後の調整により借り受け希望者とマッチングした場合には、機構が借り入れることも可能となります。

受け手との調整については、登録の申出から2年間となっておりますが、その後も希望すれば再度登録することができます。

また機構が借り入れる農地には条件などがありますので、農地の貸し付けを希望される方は問い合わせください。

ださい。

☎公益財団法人福島県農業振興公社  
☎024-521-9843

☎産業振興課  
☎72-6935

全国一斉！「女性のホットライン」強化週間

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、電話相談の取組強化を行います。

相談は無料で、秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

【女性の権利ホットライン】

### ●とき

11月16日①から11月22日②まで  
平日：午前8時30分から午後7時まで  
土・日：午前10時から午後5時まで

☎0570-070-810  
（全国共通ナビダイヤル）

消費生活無料法律相談会のお知らせ

県では多重債務問題や契約トラブルなどさまざまな消費生活相談に対応するため、法律の専門家による相談を予定しています。

### ●相談日

11月10日④

（次回は平成28年1月12日④開催予定）

### ●会場

郡山市労働福祉会館  
（郡山市虎丸町7-7）

### ●相談時間

午後1時15分から午後4時45分まで（一人あたり30分）  
相談には事前予約が必要です。会場で行うほか電話でも相談することができます。

事前予約および詳細については、問い合わせください。  
☎福島県中地方振興局環境部県民生活課  
☎024-935-1295